

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和4年4月26日

## 若者に多い『もうけ話』のトラブル ～うのみにせず慎重に判断～

### 内容

4カ月前、交流サイト（SNS）で知り合った人から簡単にもうかる副業があると誘われ、話を聞いた。内容は、オンラインカジノ（海外のインターネット上のカジノ）のアフィリエイト（ネット広告で収入を得る仕組みの一種）で、人を勧誘して会員を増やすと、さらに報酬が入ると説明された。「お金がない」と断ると「みんな消費者金融からお金を借りて契約している」と言われ、借金をして会員登録料50万円を指定の口座に振り込んだ。説明と違い、もうからないので解約したい。（20代、男性）

### 消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センターなどに寄せられている20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額になっています。

また、未成年者にはあまりみられなかった情報商材（情報自体が商品となっているもの）オンラインカジノ 副業サイト 暗号資産（仮想通貨）投資 投資用USB マルチ取引 などの、「もうけ」話に関するトラブルも多くなっています。

さらに、「お金がない」などと断っている消費者に対して、借金やクレジット決済契約をさせて強引に契約を結ばせる手口に関するトラブルも20歳代の若者に多くみられます。こうしたトラブルに、成年になったばかりの18歳、19歳も巻き込まれる恐れがありますので十分に注意が必要です。

トラブルにならないために次の点に注意しましょう。

「簡単にもうかる」うまい話はありません。広告をうのみにせず、SNSで知りあった相手の話は慎重に判断し、友人や知人からの誘いでも安易に信じないようにする。

契約前に家族や信頼できる人に相談し、いったん冷静になって考える。

借金をしてまで契約しない。「お金がない」ことを理由に断ると、クレジットカード決済や学生ローン等の借金を勧められる場合がある。断る際は「契約しない」とはっきり断る。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります